

国は資金繰り支援延長を

全建調査

円滑化法来春終了を不安視

地域建設業から、2013年3月末で期限が切れる国土交通省の「下請債権保全支援

事業」や「地域建設業経営強化融資制度」など資金繰りを支援する制度の期限延長を求める声が高まっている。中小企業の資金繰り支援として導入された「中小企業金融円滑化法（円滑化法）」が13年3月末で終了すると、建設業の資金繰りを支援する制度が国土交通省の両制度などに限られてくるためとみられる。

全国建設業協会が、全国の各建協を通じて金融支援などについて意見を聞いたところ、国土交通省の両制度や、経産省の「セーフティネット保証5号」を、補正予算による期間限定ではなく、「恒常的な制度継続延長」を求める声が強いという。元請けの資金繰り対策である「地域建設業経営強化融資制度」については、設計変更の遅延や工期短縮の際のつなぎ資金として「有益」として延長を求めている。あわせて、出来高50%以上としている借り入れ条件を緩和するよう求める声もある。

金融円滑化法の終了で「資金繰りが急速に悪化する業者が多数で」と不安視する声もあり、「緊急融資」などの支援策を求める意見も強い。また、BCP（事業継続計画）対策として資機材購入などの設備資金や異業種参入のための運転設備資金、災害協定を締結している企業など、新たな金融支援制度の創設を要望する声もあった。国土交通省の経営戦略アドバイザー事業など新分野への移行を支援する事業については、単年度の支援ではなく、「3～5年」といった複数年の支援を求めている。

このほか、国土交通省の各種金融支援制度で「除染事業」も対象とするよう求める意見や、被災した中小企業の施設・設備整備を支援する「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」の予算確保と事業継続を求める声もあった。

企業支援
中小金融
中金

制度の継続要望根強く

全建調査 円滑化法終了に不安感

国が主に中小企業を対象に時限措置として実施している金融支援策に対し、地域建設業のニーズが依然として強いことが全国建設業協会（全建、浅沼健一会長）が行った調査で分かった。各都道府県建設業協会を通じて会員企業にアンケートを行ったもので、国土交通省が行っている下請債権保全支援事業や地域建設業経営強化融資制度について、恒常的な制度として継続を希望する声が多数を集めた。調査結果を国交省や建設業振興基金に既に説明し、対応の必要性を訴えている。

が終了することで資金繰りが急速に悪化する中小建設業が多数出るとの懸念があることから、7月に実態を把握するための調査を実施。47都道府県のうち20の建設業協会から回答を得た。

国交省の金融支援策については、恒常的な制度にするよう求める意見が多く、地域建設業経営強化融資制度が有効に活用されているとの声も上がった。課題として、制度の認知度を高めることが必要との意見や、地域建設業経営強化融資制度の借り入れ条件（現行では工事出来高50%以上）の緩和を求める意見が出された。

創設を望む施策として、事業継続計画（BCP）対策として資機材購入などを行う企業や行政との災害協定締結企業への金融支援策や、新分野への進出に対して3～5年間の資金援助を行うような制度が必要との声も寄せられた。

金融円滑化法終了後の緊急融資や、社会福祉法人など補助金を受けている法人が発注する工事への普遍的な前払金制度の適用なども挙げられた。

国交省の金融支援策で原発事故に伴う放射性物質の除染事業を対象に追加することや、東日本大震災に伴う各種特例措置・制度の継続を求める回答もあった。

資金繰り影響に不安感

建

金融支援策で会員アンケート

全

来年度以降も制度継続を

金融円滑化法が今年度末で期限切れになることで、資金繰りが一層困難になることを予想し、経営の先行きに不安を抱える建設業者が多いこと、また同法をはじめとする金融支援策の制度延長を望む声も多い実態が、全国建設業協会（浅沼健一会長）のアンケート結果で明らかになった。

全建傘下の47都道府県協会を通じて会員企業に対し、今年7月に調査したもので、約半数の協会が回答している。金融円滑化法の期限切れを年度末に控え、また、現行の国土交通省の下請債権保全支援事業、地域建設業経営強化融資制度、中小企業庁のセーフティネット保証5号、これらの今後が不透明なため、これから金融支援策についての意見を聞いた。

その結果、現在の厳しい経営環境を反映して、これらの金融支援策が、恒常的な制度となるように、来年度以降も継続延長することを求める意見が大多数を占めた。これらの制度は認知度が低いため、認知度を高めることが重要という意見も見られる。

特に、地域建設業経営強化融資制度については、設計変更の遅延や工期短縮に伴う「つなぎ資金」などで有益に活用しているものの、市町の採用が遅れているため、今後の普及拡大が不可欠であることを指摘。出来高50%以上からの適用という借り入れ条件を、もっと緩和してほしいという意見も寄せられた。

新たな金融支援策を求める声も高く、例えば、大災害の発生などに備え災害協定を結んでいる地元にとって必要不可欠な企業に対し、何らかの金融支援策の創設を求める声があった。

BCP（事業継続計画）対策の設備資金や、異業種参入のための運転資金などを、助成金と組み合わせて借り入れできる制度の新設、新分野進出の資金援助を単年度ではなく、3～5年間とする支援制度の創設なども要望。金融円滑化法の終了で資金繰りの悪化が懸念されるため、緊急融資を求める声もあった。

また、拡充やその他制度の延長を求める声も多い。除染事業でも、下請セーフティネット債務保証事業、地域建設業経営強化融資制度、下請債権保全支援事業が利用できるようにすること、震災の特例措置である前払金保証の保証率の引き上げと、中間前払金保証の緩和を継続延長することなども求める声が見られた。